

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 26日

福島県知事 殿



提出者

住 所 福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字村西708-9
氏 名 株式会社東北入谷まちづくり建設
代表取締役 小野太成
電話番号 0242-27-1248

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 6 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社東北入谷まちづくり建設
事業場の所在地	福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字村西708-9
事業の種類	総合建設業 土木工事業 舗装工事業 建築工事業 産業廃棄物処理業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 6 年 4 月 1 日より令和 7 年 3 月 3 1 日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3762.0 t	全処理委託量	62.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	3700.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	62.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3700 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

※事務処理欄

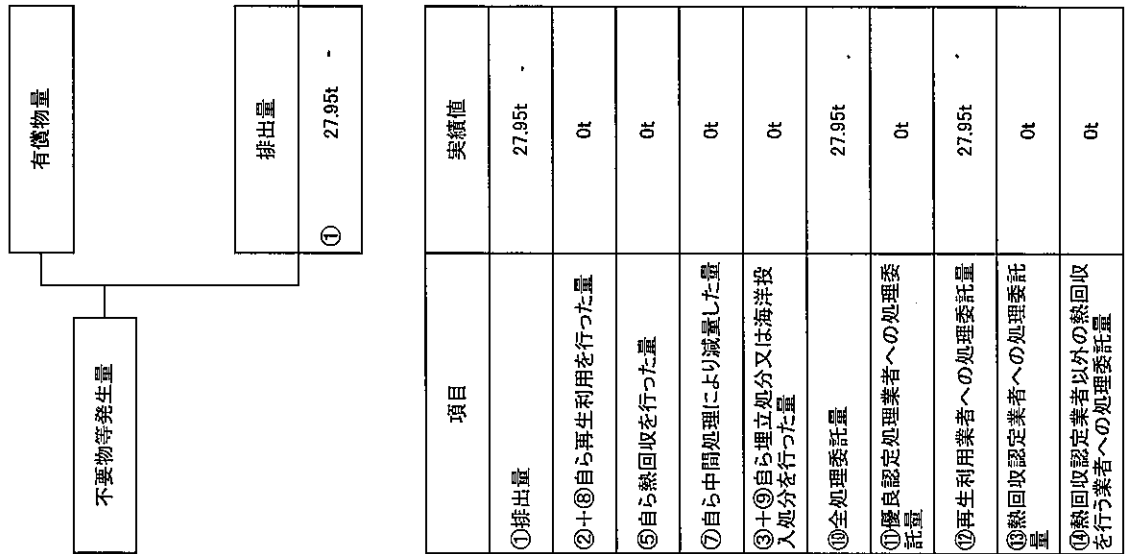
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類)

不要物等発生量		有償物量	
		排出量	
①	1040.72t	①	1040.72t
項目	実績値	②	0t
①排出量	1040.72t	③	0t
②+⑥自ら再生利用を行った量	1040.62t	④	1040.62t
⑤自ら熱回収を行った量	0t	⑤	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t	⑥	0.10t
③+④+⑤+⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t	⑦	0t
⑩全処理委託量	0.10t	⑧	2707.82t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.10t	⑨	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t	⑩	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t	⑪	0.10t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	⑫	0t

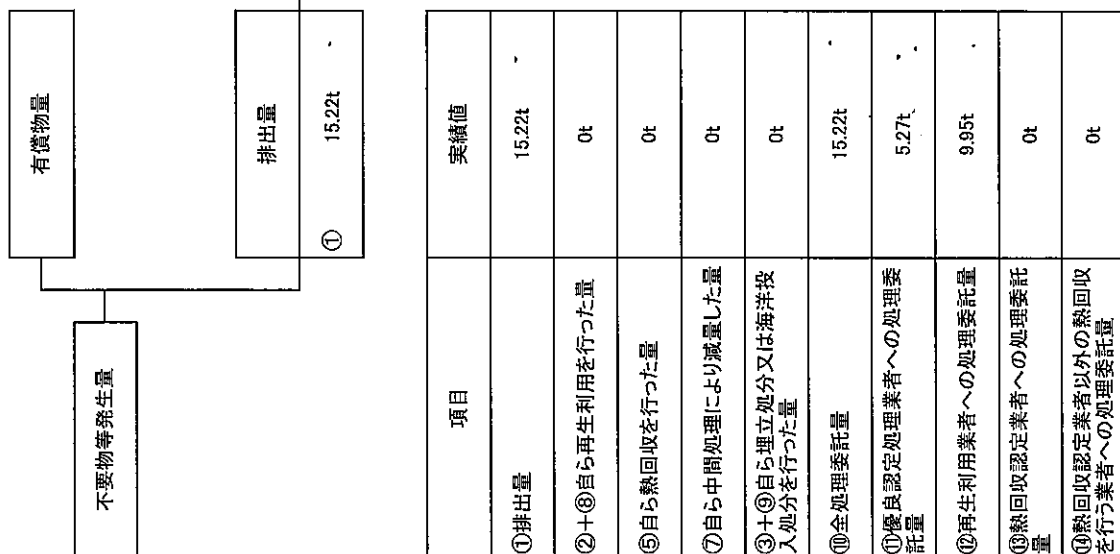
自ら中間処理した後再生利用した量	⑧	2707.82t	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫	0t
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑨	0t	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬	0t
直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩	0t	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭	0t
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪	0.10t			

計画の実施状況



計画の実施状況		(産業廃棄物の種類: 金属くず)	
不要物等発生量	有償物量		
		自ら直接 再生利用した量	② 0t
		自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③ 0t
排出量	① 1.13t		
実績値		自ら中間処理した量	④ 0t
①排出量	1.13t	自ら中間処理した後の残さ量	⑥ 0t
②+⑥自ら再生利用を行った量	0t		
⑤自ら熱回収を行った量	0t	自ら中間処理により減量した 量	⑦ 0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t		
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t		
⑩全処理委託量	1.13t	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑩ 1.13t
①優良認定処理業者への処理委託量	1.13t		
⑫再生利用業者への処理委託量	0t		
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t		
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t		
		自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧ 0t
		自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑨ 0t
		⑩のうち再生利用 業者への処理委託量	⑫ 0t
		⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑬ 0t
		⑩のうち熱回収認定業者以外 の熱回収を行う業者への処理 委託量	⑭ 0t
		⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	⑪ 1.13t

計画の実施状況



計画の実施状況		(産業廃棄物の種類: 汚泥)	
不要物等発生量 有償物量		自ら直接再生利用した量 ② 0t	自ら中間処理した後再生利用した量 ⑧ 0t
		自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③ 0t	
	排出量	① 68.07t	
			⑩のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫ 2.64t
実績値	①排出量	68.07t	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑨ 0t
	②+⑧自ら再生利用を行った量	0t	
	⑤自ら熱回収を行った量	0t	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑬ 0t
	⑦自ら中間処理により減量した量	0t	
	③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 ⑭ 0t
	⑩全処理委託量	68.07t	
	⑪優良認定処理業者への処理委託量	65.43t	
	⑫再生利用業者への処理委託量	2.64t	
	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t	
	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック、)

不要物等発生量		有償物量	
排出量			
①	8.54t		
項目	実績値		
①排出量	8.54t		
②+③自ら再生利用を行った量	0t		
⑤自ら熱回収を行った量	0t		
⑦自ら中間処理により減量した量	0t		
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t		
⑩全処理委託量	8.54t		
⑪優良認定処理業者への処理委託量	7.74t		
⑫再生利用業者への処理委託量	0.8t		
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t		
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t		

自ら直接再生利用した量	②
0t	0t

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③
0t	0t

自ら中間処理した量	④
0t	0t
④のうち熱回収を行った量	⑤
0t	0t

自ら中間処理した後の残量	⑥
0t	0t
自ら中間処理により減量した量	⑦
0t	0t

自ら中間処理した後再生利用した量	⑧
0t	0t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑨
0t	0t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩
8.54t	8.54t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪
7.74t	7.74t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫
0.8t	0.8t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬
0t	0t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭
0t	0t

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類: 混合廃棄物)	
不要物等発生量	有償物量	自ら直接再生利用した量	② 0t
		自ら中間処理した後再生利用した量	⑧ 0t
排出量	① 11.72t	自ら直接埋入処分又は海洋投入処分した量	③ 0t
		自ら中間処理した後の残さ量	⑥ 0t
実績値	11.72t	自ら中間処理した量	④ 0t
		④のうち熱回収を行った量	⑤ 0t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t	自ら中間処理により減量した量	⑦ 0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩ 11.72t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪ 2.85t
③+④自ら埋入処分又は海洋投入処分を行った量	0t	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑫ 8.87t
⑩全処理委託量	11.72t	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑬ 0t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.85t	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭ 0t
⑫再生利用業者への処理委託量	8.87t		
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t		
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t		

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。